

外国語で書かれた証拠資料の取り扱いについて

2024年2月2日

全国教室ディベート連盟

昨今、DeepLやChatGPT等の生成系AIの発展に伴い、誰でも比較的簡単に外国語で書かれた文章を日本語に翻訳することができるようになりました。このような状況を踏まえ、外国語で書かれた証拠資料の取り扱いについて、連盟としての指針を示します。

全国中学・高校ディベート選手権ルール細則A第2条第2項は、外国語の文献の引用について、以下のようになっています。

外国語の文献をそのまま引用すること、もしくは独自に翻訳して引用することは認められません。

ここでいう「独自に」とは、選手やその関係者が主体となって、外国語文献を翻訳することをいいます。したがって、

1. 外国語文献の日本語訳として出版された文献は「選手やその関係者が主体となって」翻訳した文献ではありませんので、証拠資料として引用することができます。
2. DeepLやChatGPT等の生成系AIを利用したり、専門家に依頼したりして外国語文献を翻訳することは、「選手やその関係者が主体となって」翻訳することに該当しますので、これらの方法によって得られた日本語の文章を証拠資料として引用することはできません。

参考

全国中学・高校ディベート選手権ルール

<https://nade.jp/koshien/rules/rule/>

以上